新技術導入緊急対策事業実施要領

制定 令和6年12月18日付け6新食第2097号 農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)通知

第1 通則

持続的な食料システム確立緊急対策事業補助金付等要綱(令和6年12月18日付け6新食第2093号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。)に定める新技術導入緊急対策事業(以下「本事業」という。)の実施については、交付等要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 事業実施主体

別表第1の事業を行う者は、産地と連携した国産原材料調達計画を策定し、生産効率の向上に取り組む者であって、次に掲げる(1)及び(2)のいずれかの条件に該当するもの(以下「食品製造事業者等」という。)とする。

- (1) 食品の加工・製造を行っている事業者又はこれらが組織する団体(経営体としての業種区分にかかわらず、食品製造を行っている事業者とする。)であって、法人格を有すること。ただし、中堅・中小企業(常時使用する従業員(パート、アルバイト及び当該事業者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)の従業員を含む。)の数が2,000人以下の事業者をいう。)に限る。
- (2) 法人格を有しない団体であって農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業) (以下「総括審議官」という。)が特に必要と認めるもの(以下「特認団体」という。 交付等要綱第5第1項の規定による交付申請の際に、別記様式第1号を併せて総括審 議官に提出して、その承認を受けるものであって、次に掲げる要件を全て満たすもの とする。)。
 - ア 主たる事務所の定めがあること。
 - イ 代表者の定めがあること。
 - ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約(又はこれに準ずるもの) があること。
 - エ 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

第3 事業内容

別表の第2のとおりとする。

第4 補助対象経費

補助対象経費の範囲は、本事業を実施するために直接必要な別表の第3に定める経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるものとし、他の事業費と区別して経理を行うこととする。

なお、次に掲げる経費は対象としない。

(1) 国等の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組

に係る経費

- (2) 事業実施主体又はその構成員が自力により現に実施し、又は既に完了している 取組に係る経費
- (3) 事業の実施期間中に発生した事故又は災害のための経費

第5 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和6年度とする。

第6 事業の成果目標

事業実施主体の成果目標は、本事業により新技術を導入する工程において、生産効率 が対前年比3.0%以上を満たすこととする。

第7 事業実施手続

1 事業実施計画の提出

事業実施主体は、別記様式第2号により事業実施計画を作成し、交付等要綱第5に 定める交付申請書に添付するものとする。また、事業実施計画書中の別添3「環境負 荷低減のチェックシート」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する 旨をチェックした上で、当該チェックシートを添付するものとする。

事業実施計画の変更(交付等要綱第12に規定する軽微な変更を除く。)、中止又は 廃止の承認申請については、交付等要綱第11の規定による変更等承認申請書の提出を もって、これに代えることができる。

なお、既に本事業の公募要領に基づき提出のあった資料と重複するものは、その添付を省略できるものとする。

2 事業等の着手

- (1) 事業実施主体による事業の実施については、交付等要綱第7第1項の規定による 交付決定の通知後に着手するものとする。
- (2) (1) の規定にかかわらず、やむを得ない事情により、交付決定の通知を受けるまでに事業を実施する必要がある場合、事業実施主体は、その理由を明記した別記様式第3号による交付決定前着手届を総括審議官に提出した上で事業に着手するものとし、着手した取組については、当該取組の後に交付決定の通知を受けた範囲において、補助の対象とすることができる。
- (3) (2)の規定により交付決定の通知を受ける前に事業を実施する事業実施主体は交付決定の通知を受けるまでに実施する事業に関して、理由の如何を問わず交付決定を受けられなかった場合は自らの負担となること及び不可抗力を含むあらゆる事由によって生じた損失は自らの責任とすることを了知の上で実施するものとする。

第8 事業の採択基準

事業の採択基準については、次に掲げるものとする。

1 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。

- 2 事業実施主体が、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- 3 事業実施計画において、事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果検 証が行われることが見込まれるものであること。
- 4 事業費について、適正な資金調達が可能であること。
- 5 同一の提案内容で、本事業以外の農林水産省又は他の省庁の補助金の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がないこと。
- 6 事業の内容が、別表の第2に記載の取組であること。

第9 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、事業終了後速やかに事業実施計画に準じて事業実施状況に係る報告書を作成し、交付等要綱第16第1項の実績報告書に添付するものとする。
- 2 事業実施主体は、事業終了年度の翌年度の事業成果状況について、別記様式第4号により事業成果状況報告書を作成し、当該年度の翌年度の6月末までに総括審議官に報告するものとする。

ただし、当該期限では適切に事業成果を評価することが困難な場合は、あらかじめ 総括審議官に報告の予定時期及び報告期日が遅れる合理的な理由を届け出た上で、報 告するものとする。

また、総括審議官は、事業実施主体が設定した成果目標が達成されていないと認める場合は、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、事業実施主体の成果目標達成の改善状況を報告させるものとする。

第10 事業効果の調査分析

- 1 総括審議官は、本事業の効果について調査分析を行うため、事業実施主体に対し、本事業の実施に関し必要な報告を求めることができるものとする。その際、事業実施主体は、正当な理由がある場合を除き、当該調査分析に協力するものとする。
- 2 総括審議官は、本事業の効果の調査分析に必要がある場合には、関係行政機関又は 当該調査分析業務の一部を受託した第三者に対し、本事業の実施に係る情報を提供す ることができるものとする。
- 3 総括審議官は、前項の規定により情報を提供する場合には、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

第11 収益納付

- 1 交付等要綱第23第1項の規定による報告は、当該報告に係る年度の翌年度の6月末までに、別記様式第5号による収益状況報告書を総括審議官に提出してしなければならない。ただし、総括審議官は、特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長することができるものとする。
- 2 収益の納付を求める期間は、前項の報告に係る年度までの間とする。ただし、納付 を命じることができる額の合計額は、それぞれの事業の実施に要した経費として確 定した補助金の額を限度とし、総括審議官は、特に必要と認める場合にあっては、

収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

第12 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利又は育成者権(以下「特許権等」という。)が発生した場合には、その特許権等は事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、次に掲げる条件を遵守するものとする。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する者にあっても同様とする。

- (1) 本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく総括審議官に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体又は本事業の一部を 受託する者は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者 に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に総括審議官と協議して承諾を得るこ と。

なお、事業実施主体と当該事業の一部を受託する者との間における事業成果の 取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うものとする。

附則

1 この要領は、令和6年12月18日から施行する。

補助事業における利益等排除の考え方

補助事業において、補助対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何にかかわらず、補助事業の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が、次に掲げる関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社 を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とす る。

- (1) 事業実施主体自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 事業実施主体の関係会社(事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、前号に掲げるものを除く。以下同じ。)

2 利益等排除の方法

- (1) 事業実施主体の自社調達の場合 当該調達品の製造原価をもって補助対象額とする。
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合 取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格を もって補助対象額とする。これにより難い場合は、調達先の直近年度の決算報告 (単独の損益計算書) における売上高に対する売上総利益の割合(マイナスの場 合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。
- (3) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これにより難い場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(マイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、これらが当該調 達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資 料を提出するものとする。

別表 (第2~第4及び第8関係)

第 1	第 2	第 3	第 4	第 5
公募対象事業名	事業内容	補助対象経費の範囲	補助金額	補助率
持続的な食料システム確立緊急対	食料システムの持続可能性を高めるた	食品製造の自動化等の生産性向上に必	50,000 千円	1/2以内
策事業のうち新技術導入緊急対策	め、産地との連携に取り組む食品製造事業	要となる、新技術導入経費(機械設備等の	以内	
事業	者等が、製造ラインの自動化等の省人化や	購入・設置に係る経費、システム構築費)、		
	生産性の向上に資する新技術の導入に係	エンジニア経費等(システム、設備メーカ		
	る取組又はこれに類する取組への支援を	ー、システムインテグレーター等によるエ		
	実施する。	ンジニア費用等)であって、本事業の対象		
		として明確に区分できるものであり、か		
		つ、証拠書類によって金額が確認できるも		
		のとする。		
		※新技術導入経費については、生産効率を		
		3%以上向上させるものであり、かつ販売		
		後3年程度未満の技術であること。また、		
		設備調達費(外部購入)と製造加工費(製		
		造費、部品代含む)を分けて内訳を明示す		
		ること。		
		※エンジニア経費等については、開発・設		
		計段階と、設置段階を分けて記載するこ		
		と。また、項目や単価と工数の内訳を明確		
		にし、単価が技術者ランクによって異なる		
		場合はそのことがわかる資料を提出する		
		こと。		
		※リース・レンタル料は補助対象外とす		
		る。		

農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業) 殿

所在地団体名代表者氏名

特認団体承認申請書

- 1 事業名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職名及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度(月~月)
- 7 構成員

名称		従業員 数	年 間販売額	主要事業	備考

- 8 設立目的
- 9 事業実施計画の内容
- 10 特記すべき事項
- 11 添付書類
- (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約(又はこれに準ずるもの。) 並びに総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算書等
- (2) 新たに設立された団体にあっては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類(設立総会資料、設立総会議事録等)
- (3) その他参考資料
- (注1) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- (注2)添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- (注3) その他参考資料については、総括審議官の求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

令和6年度 新技術導入緊急対策事業 実施計画

新技術導入緊急対策事業実施要領(令和6年12月18日付け6新食第2097号農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)通知)第8第1項の規定に基づく事業実施計画(事業実施状況)は別紙のとおりである。

- (注) 1 関係書類として、別紙及び別添1から3までを添付してください。
 - 2 新技術導入緊急対策事業実施要領第9第1項の規定に基づく事業の実施状況に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名のうち「実施計画」とあるものを「事業実施状況に係る報告」とし、別紙のうち実施事業に係るもの並びに別添1から3までに実績を記載してください。また、「第8第1項」とあるのは「第9第1項」としてください。
 - 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
 - 4 添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
 - 5 その他参考資料については、総括審議官の求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

令和6年度 新技術導入緊急対策事業 実施計画書

	事業実施者名				
	氏名(ふりがな)				
事業担当	所属(部署	译名 等)			
事業担当者名及び連絡先	役職				
連絡先	所在地	₸			
	電話番号		FAX		
	E-mail				
	氏名(ふりがな)				
経理担当者名及び連絡先	所属(部署名等)				
	役職				
	電話番号		FAX		
	E-mail				

1	事業概要
*	事業の目的) 事業の背景となる製造ラインの自動化等の遅れ、雇用不足などを踏まえ、事業の目的 を記載してください。
* *	事業の内容) 本事業の取組事項について、詳細に記載してください。 下記に記載された内容は、採択後に公表される内容となります。具体的に記載してく ざさい。
2	事業の実施体制
*	本事業の実施体制について、その名称、概要及び事務処理体系について図などを用いて説明してください(社内体制、機械設備導入にあたっての社外協力体制、共同申請、委託先等予定も含む。)。

3	事業の実施スケジュール					
※	別表の第2の欄の取組について、補助事業 具体的に記載してください。	実施期間	内で完了する	実施スケ	・ジュール	を
*	時系列に従って具体的(いつどこで誰が何 記載してください。	をする、	いつどこに何	を設置、	納品等)	に
4	事業の目標及びその妥当性					
※	本事業における定量的、定性的な目標とそ を交えて記載してください。	の分析・	検証方法を、	事業実施	前後の比	2較

_	事業の波及効果	Ħ
5	事 果りが 皮 ダルラ	杞

×	事業の波及効果	具については、	新技術を普及する	るための取組	(当該技術に	関する工	場見
	学や講演の実施、	YouTube作成、	農林水産省HF	掲載用の情報	限提供など)	について	記載
	してください。						

- 6 団体概要(下記内容を網羅していれば別紙でも可)
- (1) 事業実施者の名称
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 代表者の役職名及び氏名
- (4) 設立年月日 ※事業継承の場合など、補記がある場合は記載してください。
- (5) 事業年度 ※現在の事業の開始年度を記載してください。 月~ 月
- (6)業務区分 ※日本標準産業分類を参考にして記載してください。
- (7) 主たる業務の内容
- (8) 資本金
- (9) 従業員数
- (10) 雇用形態別の従業員数 ※「正社員及び契約社員」、「非正規雇用者及びパート・アルバイト」に分けて記載してください。ただし、従業員数には、当該事業者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)の従業員も含めるものとします。

(11)	従業者の部門別構成比(製造部門、間接部門、その他)	
(12)	事業経理事務の処理体制図 (経理事務の処理フローが分かるよう明記)	(別添可)
(13)	組織図(定員数及び在籍人数を明記)(別添可)	

総 括 表

	7,13	.区分	/++ y
細目事業費	国庫補助金	事業実施主体	備考
	P P	円	
		田庫補助金 円 円	国庫補助金事業実施主体

⁽注) 事業種類、事業細目及び備考の欄は、事業ごとに該当のある経費のみ記載してください。

経 費 内 訳 書

丰 业(毛)红	本业 公园口	事業費	負担	区分	/++: -+v.
事 美種類 	事業種類 事業細目		国庫補助金	事業実施主体	備考
		円	円	円	
合	計				
(3).) - (46.44.)			→ W 640 2 HT == 1 2 3 = 1 640		

- (注) 1 備考には、経費積算の根拠(単価、員数、日数等を明記した計算式等)を記載してください。
 - 2 他の事業者に本事業の一部を委託して行わせるときは、委託先の名称、委託する事業の内容及び当該事業に要する経費を記載してください。
 - 3 経費の支出に関する規程(謝金及び旅費の単価等が分かるもの)等を添付してください。
 - 4 補助金の交付決定前に発生した経費は、自己負担になります。

環境負荷低減のチェックシート

	申請時 (します)	(1)適正な施肥
1		環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討
	申請時 (します)	(2) 適正な防除
2		環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討(再掲)
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減
3		工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
4		省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
5		環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討(再掲)
	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止
6		悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
7		食品ロスの削減に努める
8		プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
9		資源の再利用を検討
	申請時	
	(します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止
10		※特定事業場である場合(該当しない □) (注1) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守
	申請時	
	(します)	(7)環境関係法令の遵守等
11)		みどりの食料システム戦略の理解
12)		関係法令の遵守 ^(注2)
13)		環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
14)		※機械等を扱う事業者である場合(該当しない □) (注1) 機械等の適切な整備と管理に努める
注 1	(6) (0), (7)⑭の※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックすること。この場合、当該項目のチェックは不

要。 注2 (7) ⑬「関係法令の遵守」については、 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)、

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法第137号)、 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法第116号)

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)、 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)、

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)、

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号)

を遵守することを示す。

番 号 年 月 日

大臣官房総括審議官(新事業·食品産業) 殿

所 在 地団 体 名代表者の役職及び氏名

令和6年度新技術導入緊急対策事業に係る交付決定前着手届

事業に着手した後は、交付決定を受けるまでは、事業実施計画の変更を行わないことを条件に、交付決定を受ける前に事業に着手したいので、新技術導入緊急対策事業補助金事業実施要領第8の2の(2)の規定に基づき届け出る。

記

- 1 事業の区分
- 2 事業費(円)
- 3 着手予定年月日
- 4 完了予定年月日
- 5 交付決定前に事業に着手する理由

番号年月日

農林水査省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業) 殿

所在地団体名代表者氏名

令和6年度新技術導入緊急対策事業に係る事業成果状況報告書

令和 年度に実施した事業に係る事業成果状況について、新技術導入緊急対策事業 実施要領(令和6年12月18日付け6新食第2097号農林水産省大臣官房総括審議官(新 事業・食品産業)通知)第9第2項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業計画に定めた成果目標及びその達成状況
- 2 評価A(目標を上回る進捗)、B(目標値どおりの進捗)、C(目標値を下回る進捗)
- 3 所見(より効果を高めるための改善点等)

- (注1) 添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイト のURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- (注2) その他参考資料については、総括審議官の求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

令和〇年度 新技術導入緊急対策事業補助金 収益状況報告書

番 号 年 月 日

大臣官房総括審議官(新事業·食品産業) 殿

所 在 地 団 体 名 代表者氏名

令和o年o月o日付けoo第oo号をもって補助金の交付決定通知のあった持続的な食料システム確立緊急対策事業のうち新技術導入緊急対策事業補助金について、新技術導入緊急対策事業実施要領第11第1項の規定に基づき、以下のとおり報告する。

1	事業の内容		
2	補助事業の実施によ	より得られた収益の累計額	円
3	上に要する費用の約	総額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4	補助金の確定額	○年○月○日付け○第○号により確定	円
5	前年度までの収益約	内付額	円
6	本年度収益納付額		円
			円
(積算根拠)		

(注) 収益計算書等を添付すること。